

文化政策部会の設置について(案)

平成27年 月 日

文化審議会決定

1. 設置の趣旨

文化審議会令(平成12年6月7日政令第281号)第6条第1項及び文化審議会運営規則(平成23年6月1日文化審議会決定)第4条第1項の規定に基づき、下記2.に関する調査審議を行うため、文化審議会に文化政策部会を設置する。

2. 調査審議事項

- (1)文化の振興に関する基本的な政策の形成に係る重要事項について
- (2)その他

3. 構成(別紙参照)

文化審議会令第6条第2項の規定に基づき、会長が指名する委員、臨時委員及び専門委員により構成する。

文化審議会第13期文化政策部会委員（案）

（平成27年3月 日現在）

（正委員）

亀井 伸雄 (独)国立文化財機構 東京文化財研究所長
熊倉 純子 東京藝術大学教授
紺野美沙子 女優，国連開発計画親善大使
林 文子 横浜市長
馬淵 明子 (独) 国立美術館理事長，国立西洋美術館長
宮田 亮平 東京藝術大学長
湯浅真奈美 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長

（臨時委員）

赤坂 憲雄 学習院大学教授，福島県立博物館長
太下 義之 (株)三菱UFJリサーチ&コンサルティング 芸術・文化政策センター主席研究員/センター長
大林 剛郎 (株)大林組代表取締役会長，(一社)日本経済団体連合会経済外交委員会共同委員長
大南 信也 NPO法人グリーンバレー理事長
片山 泰輔 静岡文化芸術大学教授
加藤 種男 (公社)企業メセナ協議会代表理事専務理事
河島 伸子 同志社大学教授
佐々木雅幸 同志社大学特別客員教授
信田阿芸子 (一社)日本ファッション・ウィーク推進機構 国際ディレクター
柴田 英杞 (公社)全国公立文化施設協会事務局参与，出雲市芸術文化振興アドバイザー
武内 紀子 (株)コングレ代表取締役社長
仲道 郁代 ピアニスト，桐朋学園大学教授，大阪音楽大学特任教授
南條 史生 森美術館長
長谷川祐子 東京都現代美術館チーフキュレーター，多摩美術大学教授
増田 宗昭 カルチャ・コンビニエンス・クラブ (株) 代表取締役社長兼CEO
三好 勝則 アーツカウンシル東京機構長
吉本 光宏 (株)ニッセイ基礎研究所 研究理事